

IV 後期選抜（全日制・定時制課程）

1 後期選抜の実施

- (1) 高等学校長は、「選抜資料」及び「調査書と学力検査の比重」を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (2) 各高等学校の「募集人数」、「選抜資料」及び「調査書と学力検査の比重」等については、入学者選抜一覧で公表する。
- (3) 各高等学校における後期選抜の「募集人数」は、募集定員から前期選抜（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜による合格者数並びに併設型中学校からの入学予定者数を減じた数とする。

2 出願資格

後期選抜に出願できる者は、「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。ただし、前期選抜、連携型選抜及び社会人特別選抜のいずれかに合格した者並びに県外の公立高等学校に合格した者は出願することができない。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。ただし、次のア～ケの場合については、第2志望とすることができる。
 - ア 農業、工業、商業又は水産に関する学科の小学科又はコースに出願する場合は、出願する小学科又はコースが属する学科内の他の小学科又はコースの一つを第2志望とすることができる。
 - イ コース制をとる普通科に出願する場合は、その普通科内の他のコースの一つを第2志望とすることができる。
 - ウ 家庭、看護、理数、体育、美術、英語に関する学科又は総合学科に出願する場合は、その高等学校の普通科（コース）を第2志望とすることができる。
 - エ 宮城野高等学校の美術科に出願する場合は、同校の総合学科を第2志望とすることができる。
 - オ 小牛田農林高等学校の農業技術科に出願する場合は、同校の総合学科を第2志望とすることができる。
 - カ 松島高等学校の観光科に出願する場合は、同校の普通科を第2志望とすることができる。
 - キ 登米総合産業高等学校のいずれかの学科に出願する場合は、同校の他の学科のうち一つを第2志望とすることができる。

- ク 東松島高等学校のⅠ部、Ⅱ部、Ⅲ部のいずれかに出願する場合は、他の二つの部のうち一つを第2志望とすることができる。
- ケ 仙台大志高等学校のⅠ部、Ⅱ部のいずれかに出願する場合は、他の部を第2志望とすることができる。

4 出願手続

(1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 後期選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。

市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例及び石巻市条例で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収書**を、石巻市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収証書**を、願書裏面に貼付すること。

（注意）県立高等学校志願者にあつては、**収入証紙に消印、割印しないこと。**

イ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成21年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

④ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留**速達**郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留**速達**郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、後期選抜結果通知書（様式G-2）及び合格通知書（様式H）の郵送を希望する場合のみ提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

後期選抜志願者は、上記(1)の①を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに②～⑤を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「後期選抜願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑤の出願書類等(貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。)は、高等学校においていったん受理した後は、返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

ア 出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 県外からの出願者については、宮城県公立高等学校出願承認書(様式L)の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 出願者は、中学校長から受験票を受けとる。

(5) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し適正を期す。

5 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅷ 県外からの出願」(29頁)による。

6 出 願 期 間

出願受付期間は、2月19日(木)から2月24日(火)までとする(ただし、土曜日、日曜日を除く。)

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の2月24日(火)は午前11時までとする(郵送する場合であっても、2月24日(火)午前11時までに必着のこと。)

7 出願者数等の報告

高等学校長は、2月24日(火)午前11時の出願締切後直ちに、後期選抜出願者数等(募集単位別に男、女、計等)を県教育長(高校教育課教育指導班あて)に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長(高校教育課教育指導班あて)に報告する。

8 学 力 検 査

(1) 学力検査は、3月5日(木)に各高等学校において実施する。

(2) 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(3) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時間 月 日	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
3月5日(木)	受付 諸注意	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 社 会	昼 食 休 憩	[4] 英 語		[5] 理 科	

(4) 学力検査を受ける際、計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類の使用は認めない。
その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。

(5) 学力検査及び面接、実技の具体的な実施要項等については、所属教育委員会教育長から高等学校長に別に通知する。

(6) やむを得ない理由により学力検査及び面接、実技を分校において実施する高等学校にあっては、その旨を**11月10日（月）**までに県教育長に申請し、承認を受ける。

9 傾 斜 配 点

(1) すべての高等学校は、学校があらかじめ指定する教科に対して、配点の比重を変える傾斜配点を採用することができる。

(2) 傾斜配点ができる教科数は1又は2教科とし、傾斜配点の倍率は1.5又は2.0倍とする。

(3) 傾斜配点を採用する高等学校にあっては、あらかじめ所属教育委員会教育長からの通知に基づき、実施学科・コース名、実施教科名及び傾斜配点の倍率を申請し、承認を受ける。

10 面 接 ・ 実 技

面接又は実技（体育及び美術に関する学科の場合）を実施する高等学校にあっては、**3月5日（木）**の学力検査終了後又はその翌日に行う。その実施時間等については、受験票送付時に中学校長を通じて、受験者に通知する。

11 選 抜

(1) 選抜は、調査書及び学力検査の結果に基づく総合的な審査により行う。ただし、面接又は実技（体育及び美術に関する学科の場合）を実施する学科にあっては、面接又は実技の結果を選抜資料に加えることができる。

(2) 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科の評定値を2倍にして、国語、社会、数学、理科及び外国語の評定値と合計して算出する。

(3) 高等学校長は、調査書点と学力検査点の満点を原点とした相関図表を用いて選抜する。このとき、あらかじめ届け出た、調査書点と学力検査点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とする。

(4) 選抜は2段階で行い、第1段階では、上位の者から審査し、後期選抜の募集人数の約80%を選抜する。次に、第2段階では、第1段階で選抜された者を除き、上位にある募集人数の40%以内の人員を対象として総合的に審査し、選抜する。

(5) 調査書の「1 各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮する。

また、副申書を除くその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。

12 合格者の発表

合格者の発表は、**3月12日（木）午後3時**に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を後期選抜結果通知書（様式G-2）及び合格通知書（様式H）により中学校長に通知する。

13 合格者数等の報告

(1) 高等学校長は、合格者決定後、**3月12日（木）正午**までに合格者数等（募集単位別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

(2) 高等学校長は、**3月19日（木）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長にも報告する。

14 後期選抜出願の特例措置

(1) 後期選抜の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、次のア及びイの関係書類を整え、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、簡易書留とし、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

ア 宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）

イ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、あて先等を明記したもの

(2) 上記(1)の申請期間は**2月25日（水）**から**3月3日（火）**までとする（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月3日（火）**は**正午**までとする（郵送する場合であっても、**3月3日（火）正午**までに必着のこと。）。

(3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付する。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

(4) 特例措置の承認を受けたときは、上記の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月3日（火）は正午までとする**（郵送する場合であっても、**3月3日（火）正午までに必着**のこと。）。

(5) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付した者について**3月4日（水）**までに県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。